

被災者生活再建支援法改正に伴う県制度の見直しについて

1. 趣旨

令和2年12月4日に被災者生活再建支援法が改正されたことに伴い、法に基づく支援金制度（以下「全国制度」という。）において新たに中規模半壊（損害割合30～39%の半壊）が支給対象となったが、現行の県独自制度（以下「県制度」という。）の支給額を下回っており、適用の場合には被災者への支給額がこれまでより減額となる。

県としては、全国制度適用の場合にも、これまでの県制度の支給額を維持することとし、以下の見直し案により、必要な制度の見直しを行う。

2. 改正後の全国制度と現行の県制度の比較

【改正後の全国制度】

単位：万円

区分 損害割合	基礎 支援金	加算支援金		支援金計
		建設・購入	補修 賃借	
全壊 解体 長期避難 50%以上	100	建設・購入	200	300
		補修	100	200
		賃借	50	150
大規模半壊 40～49%	50	建設・購入	200	250
		補修	100	150
		賃借	50	100
中規模半壊 30～39%	なし	建設・購入	100	100
		補修	50	50
		賃借	25	25

【現行の県制度】

単位：万円

区分 損害割合	基礎 支援金	加算支援金		支援金計
		建設・購入	補修 賃借	
全壊 解体 50%以上	100	建設・購入	200	300
		補修	100	200
		賃借	50	150
大規模半壊 40～49%	50	建設・購入	200	250
		補修	100	150
		賃借	50	100
半壊 30～39%	35	(建設・購入) 補修	75	110
		賃借	50	85
		補修	75	110
半壊 20～29%	35	賃借	50	85
		補修	25	50
		賃借	25	50
床上浸水	25			

新たに追加分

改正後の全国制度と
現行の県制度の
支給合計額に差があり

3. 見直し案

【全国制度適用の場合】

単位：万円

区分 損害割合	基礎 支援金	加算支援金		支援金計
		建設・購入	補修 賃借	
全壊 解体 長期避難 50%以上	100	建設・購入	200	300
		補修	100	200
		賃借	50	150
大規模半壊 40～49%	50	建設・購入	200	250
		補修	100	150
		賃借	50	100
中規模半壊 30～39%	35(県)	建設・購入	100	135
		補修	50+25(県)	110
		賃借	25+25(県)	85

全国制度適用の場合にも
下線部分を県制度により支給

【県制度適用の場合】

単位：万円

区分 損害割合	基礎 支援金	加算支援金		支援金計
		建設・購入	補修 賃借	
全壊 解体 50%以上	100	建設・購入	200	300
		補修	100	200
		賃借	50	150
大規模半壊 40～49%	50	建設・購入	200	250
		補修	100	150
		賃借	50	100
中規模半壊 30～39%	35	建設・購入	75→100	135
		補修	75	110
		賃借	50	85
半壊 20～29%	35	補修	75	110
		賃借	50	85
		補修	25	50
床上浸水	25			

全国制度に「建設・購入」の枠が出来たことに伴い、
県制度も全国制度と同額の枠を追加。

【経緯】令和2年12月4日 被災者生活再建支援法改正
令和3年1月～2月 各市町との調整(説明会の実施および意見照会等)

現行の被災者生活再建支援制度について

1 全国制度の概要

- ・自然災害で生活基盤に著しい被害を受けた者の生活再建を支援し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的。
- ・都道府県の相互扶助の観点で全都道府県拠出による基金（国から1/2補助）から支援金を支給

(1) 適用条件

- ①10世帯以上の住宅全壊被害を発生した市町村
- ②100世帯以上の住宅全壊被害を発生した都道府県

(2) 制度の対象となる被災世帯

- ①住宅が全壊（損害割合50%以上）した世帯
- ②住宅が居住不能のものとなり、その状態が長期にわたり継続するため長期避難した世帯
- ③敷地等の被害が生じやむを得ず解体した世帯
- ④住宅が大規模半壊（損害割合40%以上50%未満）した世帯
- ⑤住宅が中規模半壊（損害割合30%以上40%未満）した世帯（法改正により追加）

2 県制度の概要

- ・国の制度ではあてはまらない被害に対応するための恒久制度として平成28年6月1日に創設。
- ・生活再建支援を行う市町への補助（補助率2/3）を行う。

(1) 適用条件

- ①県内で5世帯以上の住宅に全壊被害が発生
- ②知事と被災市町長の協議により特に必要と認めたとき
 (例)・県内で5世帯以上の住宅全壊と概ね同規模程度の災害
 (半壊10世帯以上、床上浸水15世帯以上の災害等)
 ・1の市町で3以上の住宅全壊 等

(2) 対象とする被災世帯

- 国の制度対象世帯（全壊、解体、大規模半壊）に次の世帯を追加
- ・住宅が半壊（損害割合20%以上50%未満）した世帯
 - ・住宅が床上浸水した世帯

3 これまでの適用実績

- ・全国制度 … 適用実績なし
- ・県制度 … 平成30年6月29日米原市竜巻災害 … 6世帯（米原市）
 平成30年台風21号 … 14世帯（彦根市・高島市・東近江市）